

以下この条、第六条の二、第六条の三、第七条の二、次章第二節、第八条の二、第十四条の二、第十六条及び第十七条において同じ。）の貯蓄に係る部分に、国土交通大臣にあつては勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に限るものとする。）は、勤労者の財産形成に関する施策の基本となるべき方針（以下「勤労者財産形成政策基本方針」という。）を定めるものとする。

255 (略)

(勤労者財産形成貯蓄契約等)

第六条 (略)

255 (略)

6 既に勤労者財産形成貯蓄契約（第一項第一号から第二号の二までに掲げる契約に係るものに限る。以下この条及び第八条の二第三号において同じ。）を締結している勤労者が、当該勤労者に代わつて当該契約（以下この項において「従前の契約」という。）に基づく預入等（従前の契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。第二号において同じ。）に係る金銭の払込み（従前の契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該従前の契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を行つている事業主との雇用関係の終了（以下この項及び第九項において「退職」という。）の後に他の事業主（以下この項及び第九項において「新事業主」という。）に雇用されることとなつた場合において新事業主との間で新事業主が従前の契約の相手方である金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社（以下この項、第八項及び第九項において「財形貯蓄取扱機関」という。）に当該勤労者に代わつて当該金銭の払込みを行う旨の契約を締結することができなるときその他の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、当該退職その他の政令で定める事由に該当することとなつた日から政令で定める期間内に、当該勤労者が新たに締結する金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約、生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等又は損害保険会社を相手方とする損害保険契約（以下この項において「新契約」という。）に基づき次に掲げる事項を定めたときは、当該新契約は、当該新契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする第一号の払込みを行う日の前日までの間における従前の契約に定める預貯金等の預入等、生命保険若しくは生命共済又は損害保険に關しても約定した契約とみなし、当該みなされた契約は、勤労者財産

形成貯蓄契約に該当するものとみなす。

一〇三 (略)

7 (略)

8 三年以上の政令で定める期間以上の期間を通じてその締結している勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。第七条、第八条の二第三号及び第十七条第二項第二号において同じ。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。第八条の二第三号において同じ。）を有している勤労者に係る当該勤労者財産形成貯蓄契約（この項の規定により勤労者財産形成貯蓄契約とみなされた契約のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「預替え前の契約」という。）が、第六項の政令で定める場合を除き、当該勤労者により解約される場合において、当該勤労者が新たに締結する預替え前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関と異なる金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約、生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等又は損害保険会社を相手方とする損害保険契約（以下この項において「預替え後の契約」という。）に基づき第六項各号に掲げる事項を定めるときは、当該預替え後の契約は、当該預替え後の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする同項第一号の払込みを行う日の前日までの間における預替え前の契約に定める預貯金等の預入等、生命保険若しくは生命共済又は損害保険に関するも約定した契約とみなし、当該みなされた契約は、勤労者財産形成貯蓄契約に該当するものとみなす。この場合における同項各号の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「従前の契約」とあるのは「預替え前の契約」と、「新契約」とあるのは「預替え後の契約」とする。

9 既に勤労者財産形成貯蓄契約を締結している勤労者が、退職の後に新事業主に雇用されることとなった場合において新事業主との間で新事業主が財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わって勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。）に係る金銭の払込み（当該契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を行う旨の契約を締結することができないときその他の政令で定める場合に該当することとなった場合において、新事業主その他の政令で定める事業主（以

下この項において「新事業主等」という。）を構成員とする第十四条の二第一項に規定する事務代行団体との間で、当該退職その他の政令で定める事由に該当することとなつた日から政令で定める期間内に当該勤労者が締結する当該事務代行団体が当該勤労者の既に締結している勤労者財産形成貯蓄契約その他の政令で定める勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。）に係る金銭の払込み（当該契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を当該契約の相手方である財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わつて行う旨の契約（以下「払込代行契約」という。）に基づき、政令で定めるところにより、当該事務代行団体が当該金銭の払込みを行つているときは、第一項第一号ハ、第二号ト及び第二号の二トの規定の適用については、当該事務代行団体が行う当該金銭の払込みをこれらの規定により行われる当該金銭の払込みとみなす。ただし、当該事務代行団体が行う当該金銭の払込みであつて次に掲げるものについては、この限りでない。

一〇三（略）

（勤労者財産形成貯蓄契約等についての事業主の協力等）

第七条 事業主にあつてはその雇用する勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約等を締結しようとする場合及び勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（払込代行契約により行われるものを除く。）をする場合には当該勤労者に、第十四条の二第一項に規定する事務代行団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者が払込代行契約を締結して勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等をする場合には当該勤労者に対し、必要な協力をするとともに、当該勤労者財産形成貯蓄契約等の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。

（課税の特例）

第八条 勤労者が勤労者財産形成年金貯蓄契約若しくは勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づき預入等若しくは保険料等の払込みをした場合又は勤労者が一時金として財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金の支払を受けた場合若しくは勤労者が次条第三号の財産形成貯蓄活用給付金の支払を受けた場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）で定めるところにより、その者に対する所得税及び道府県民税（都民税を含む。）の課税について特別の措置を講ずる。

(勤労者財産形成助成金等)

第八条の二 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）に次の業務を行わせるものとする。

一 勤労者財産形成給付金契約に基づく拠出をする中小企業の事業主（その常時雇用する勤労者の数が政令で定める数以下である事業主をいう。以下この号において同じ。）又は勤労者財産形成基金契約に基づき基金が行う第七条の十九第二号に規定する払込みに充てるために必要な金銭の拠出をする中小企業の事業主に対し、政令で定めるところにより、助成金を支給すること。

二 基金に対し、政令で定めるところにより、奨励金を支給すること。

三 その雇用する勤労者に対して、財産形成貯蓄活用給付金（その雇用する勤労者が、その有する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る預貯金等の払出し、譲渡若しくは償還をし又は支払を受け、当該払出し、譲渡若しくは償還をし又は支払を受けた金銭をその子の養育、自己又はその親族の教育又は介護その他の厚生労働省令で定める事由のために必要な資金に充てた場合に、厚生労働省令で定めるところにより、事業主が当該勤労者に対して支払う給付金をいう。）を支払う事業主に対し、政令で定めるところにより、助成金を支給すること。

(機構の行う勤労者財産形成持家融資)

第九条 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に次の業務を行わせるものとする。

一 事業主、事業主で組織された法人で政令で定めるもの（以下この条、次条及び第十条の三において「事業主団体」という。）又は勤労者（国家公務員及び地方公務員（以下「公務員」という。）を除く。次号を除き、以下第十条の二までにおいて同じ。）の持家としての住宅を建設し、かつ、分譲する業務を行う福利厚生会社に対し、事業主にあつてはその雇用する勤労者（勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主（政令で定めるものに限る。第三号において同じ。）の雇用する勤労者にその持家として分譲する住宅の建設又は購入のための資金

(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。)の貸付けを行うこと。

二 日本勤労者住宅協会に対し、勤労者(勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるものに限る。)の持家として分譲する住宅の建設のための資金(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。)の貸付けを行うこと。

三 事業主、事業主団体又は勤労者の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けの業務を行う福利厚生会社で、事業主にあつてはその雇用する勤労者(継続して一年以上にわたつて勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしたことその他の政令で定める要件を満たす者に限る。以下この号において同じ。)に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者にその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。)又はその持家である住宅の改良のための資金(以下「住宅資金」と総称する。)の貸付けを行うものに対し、各勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の十倍に相当する額(その額が政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額。次条第一項及び第二項並びに第十五条第三項において「貸付限度額」という。)の範囲内で、当該貸付けのための資金の貸付けを行うこと。機構の行う前項第一号及び第三号の貸付けは、次の要件に該当する場合でなければ行わないものとする。

一 (略)

二 貸付けを受けようとする者(福利厚生会社を除くものとし、その者が事業主団体である場合には、当該事業主団体又は当該貸付けに係る資金により建設し、若しくは購入する住宅の分譲を受けようとする勤労者若しくは当該貸付けに係る資金により当該事業主団体が行う貸付けを受けようとする勤労者を雇用する事業主とする。)が、当該貸付けに係る資金により建設し、若しくは購入する住宅の分譲又は当該貸付けに係る資金により行う資金の貸付け(持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。)に当たつて、当該住宅の分譲又は当該資金の貸付けを受ける勤労者の負担を軽減するために必要な措置として政令で定める措置を講ずること。

3 前二項、第十条の三第一項第二号及び第十六条第五項の福利厚生会社とは、事業主又は事業主団体が、専ら、その雇用す

る勤労者又はその構成員である事業主の雇用する勤労者の福祉を増進するため、その持家としての住宅を建設させ、かつ、分譲させる目的、その持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けをさせる目的又は第十条の三第一項第二号に規定する住宅を貸し付けさせる目的で出資する法人であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

#### 4 (略)

(独立行政法人住宅金融支援機構等の行う勤労者財産形成持家融資)

- 第十条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、前条第一項第三号の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同号の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同号の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、住宅資金の貸付けの業務を行う。
- 2 沖繩振興開発金融公庫は、この法律の目的を達成するため、沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号に掲げる業務の一部として、前条第一項第三号の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同号の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同号の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、かつ、当該業務に係る通常の貸付けの条件と異なる条件により、住宅資金の貸付けを行うものとする。ただし、当該勤労者又は当該公務員に対し、政令で定めるところにより、当該貸付けに併せて、当該業務に係る通常の貸付けの条件により、当該資金の貸付けを行うことを妨げない。
- 3 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖繩振興開発金融公庫の行う第一項又は前項本文の住宅資金の貸付け(持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。)は、当該貸付けを受ける者に対し、事業主又は事業主団体が前条第二項第二号の措置(機構の行う同条第一項第三号の貸付けに係る措置に限る。)に準ずる措置を講ずる場合に限り行うものとする。

#### 4 (略)

(機構の行う教育融資等)

第十条の三 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に次の業務を行わせるものとする。

一 次のイからハまでに掲げる者に対し、政令で定めるところにより、当該イからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ 勤労者（勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。次号において同じ。） 自己又はその親族が教育（学校教育法

（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるもの）において行われる教育をいう。）を受けるために必要な資金（以下「教育資金」という。）

ロ 事業主 当該事業主が雇用する勤労者（公務員を除くものとし、勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。ハにおいて同じ。）に対し教育資金を貸し付けるための資金

ハ 事業主団体 その構成員である事業主が雇用する勤労者に対し教育資金を貸し付けるための資金

二 次のイからハまでに掲げる者であつて、当該イからハまでに定める事業主に、その雇用する勤労者に貸し付けるために必要な住宅を貸し付けるものに対し、政令で定めるところにより、当該住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又は当該住宅の改良のための資金の貸付けを行うこと。

イ 事業主団体 その構成員である事業主

ロ 福利厚生会社 当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主

ハ 日本勤労者住宅協会 事業主

2 前項第二号の資金の貸付けは、同号に規定する事業主のうち、その雇用する勤労者の財産形成を援助するための計画を作成しており、かつ、同号の住宅の貸付けを受ける勤労者の負担を軽減するために必要な措置として政令で定める措置を講ずる事業主に対して、当該住宅を貸し付けることとしている場合に限り行うものとする。

（勤労者財産形成持家融資等の原資）

第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条第一項の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う第十条第一項の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の

住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）第二十六条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額を含む。）、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項の規定に基づく短期借入金の額、独立行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同条第三項の規定に基づく住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む。）、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の短期借入金の額、沖縄振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

（特別の法人の借入金に関する特例）

第十三条 特別の法律に基づいて設立された法人で、その設立について定める特別の法律の借入金に関する規定により機構の行う第九条第一項第一号若しくは第三号又は第十条の三第一項第一号の貸付けを受けることができず、（当該法人を監督する行政庁の認可又は承認（これらに類する処分を含む。）を受けなければ当該貸付けを受けることができず、）を含まない法人を含む。は、当該特別の法律の規定にかかわらず、機構の行う当該貸付けを受けることができる。

## 2 (略)

### 第十四条 削除

（事務代行団体への事務の委託）



第十四条の二 法人である事業主団体であつて、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣が指定するもの（以下「事務代行団体」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その構成員である中小企業の事業主（その資本金の額又は出資の総額が政令で定める額を超えない事業主及びその常時雇用する勤労者の数が政令で定める数を超えない事業主をいう。）の委託を受けて、当該中小企業の事業主が行うこととされている申請書の作成その他のこの法律に基づく事務であつて厚生労働省令で定めるものを行うことができる。

2 前項の中小企業の事業主が、その雇用する勤労者から委託を受けて行う当該勤労者が締結している勤労者財産形成貯蓄契約等に係る事務を事務代行団体に委託しようとするときには、厚生労働省令で定めるところにより、当該勤労者の同意を得なければならない。

（機構が行う事業主団体への助成）

第十四条の三 厚生労働大臣は、機構に、払込代行契約及び前条の委託に関する業務に関して、その普及を図るため、当該業務を行わせるものとする法人である事業主団体に対し、政令で定めるところにより、必要な助成を行わせるものとする。

（公務員に関する特例等）

第十五条 （略）

2 公務員にその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲（第一号において「住宅の分譲等」という。）の業務、公務員に住宅資金を貸し付ける業務、公務員に教育資金を貸し付ける業務その他これらに附帯する業務は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条に規定する国家公務員共済組合若しくは同法第二十一条に規定する国家公務員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第三条に規定する地方公務員共済組合、同法第二十七条に規定する全国市町村職員共済組合連合会若しくは同法第三十八条の二に規定する地方公務員共済組合連合会（以下「共済組合等」という。）が、これらの法律で定めるところにより行うことができる。この場合において、これらの業務の対象となる公務員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

一 住宅の分譲等の業務 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めらるるもの

- 二 住宅資金の貸付けの業務 第九条第一項第三号の政令で定める要件を満たす者
  - 三 教育資金の貸付けの業務 勤労者財産形成貯蓄を有している者
  - 3 (略)
  - 4 機構、独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫並びに共済組合等が住宅の建設若しくは購入又は貸付けに関する業務を行う場合には、国家公務員共済組合法第百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなされる者、同法第百二十五条に規定する組合職員及び同法第百二十六条第一項に規定する連合会役員、地方公務員等共済組合法第百四十一条第一項に規定する組合役員及び同法第二項に規定する連合会役員並びに同法第百四十四条の三第一項に規定する団体職員を公務員とみなして、第九条、第十条、第十条の三及び前二項の規定を適用する。
  - 5 (略)  
(調査等)
  - 第十七条 (略)
  - 2 (略)
    - 一 (略)
      - 二 払込代行契約を締結し、又は第十四条の二の規定により委託を受けている事務代行団体 当該契約の締結及びこれにより行われる勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等の状況並びに当該委託に係る事務の処理状況
- 附 則
- (勤労者財産形成持家融資等に係る暫定措置)
- 第二条 地方公務員が機構から第九条第一項第二号の規定により貸付けを受けた資金で日本勤労者住宅協会の建設した住宅の分譲を受ける場合においては、政令で定めるところにより、地方公共団体は、当分の間、当該貸付けに関し必要な措置を講ずることができる。
- 2 厚生労働大臣は、機構に、当分の間、沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等から第十二条第一項の規定により資金を調達することが困難である旨の申出があつたときは、当該沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、第十条第二項本文の貸

付け又は第十五条第二項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金を貸し付ける業務を行わせることができる。この場合における機構の行う貸付けに必要な資金の調達については、第十一条中「若しくは前条第一項の貸付け」とあるのは、「前条第一項の貸付け若しくは附則第二条第二項の貸付け」として、同条及び第十二条の規定を適用する。

○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（抄）

（建設労働者の福祉等に関する事業）

第九条 政府は、建設労働者（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条第一項に規定する被保険者等に該当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図るため、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 事業主、事業主の団体又はその連合団体（以下この項において「事業主等」という。）に対して、建設労働者の技能の向上を推進するために必要な助成を行うこと。
- 二 事業主等に対して、雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修を実施するために必要な助成を行うこと。
- 三 事業主等に対して、作業員宿舎の整備改善その他建設労働者の福祉の増進を図るために必要な助成を行うこと。
- 四 第十四条第一項に規定する認定団体に対して、第四十三条第二号に規定する送就业创业の作業環境に適応させるための訓練の促進並びに建設業務労働者の就職及び送就业创业の円滑化を図るために必要な助成を行うこと。

2 （略）

（費用）

第十条 雇用保険法第六十六条第三項第一号に規定する一般保険料徴収額（以下この条において「一般保険料徴収額」という。）に同項第三号に規定する三事業率を乗じて得た額のうち、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第四項第三号に掲げる事業に係る一般保険料徴収額に、千分の一の率を雇用保険法第六十六条第三項第一号イに規定する雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額に相当する額は、前条第一項各号に掲げる事業に要する費用並びに同法第六十三条第一項各号及び第六十四条第一項各号に掲げる事業のうち建設労働者に係る事業（独立行政法人雇用・

能力開発機構の業務として行われるものに限る。)で厚生労働省令で定めるものに要する費用に充てるものとする。

○ 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号) (抄)

(未払賃金の立替払)

第七条 政府は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。)の事業主(厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたつて当該事業を行つていたものに限る。)が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなつた場合において、当該事業に従事する労働者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定による被保険者である労働者を除く。)で政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金(支払期日の経過後まだ支払われていない賃金をいう。以下この条及び次条において同じ。)があるときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、当該労働者(厚生労働省令で定める者にあつては、厚生労働省令で定めるところにより、未払賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けた者に限る。)の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のものを当該事業主に代わつて弁済するものとする。

(労働者災害補償保険法との関係)

第九条 この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十九条第一項第四号に掲げる事業として行う。

(報告等)

第十二条 都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、別に定めるものを除くほか、この法律を施行するた  
め必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主、労働者その他の関係者に対し、必要な事項を  
報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(船員に関する特例)

第十六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に関しては、この法律に規定する都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は船員労働官が行うものとし、この法律（第七条、第八条第四項及び前条の規定を除く。）中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第七条中「労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による被保険者（同法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。）を使用する事業」と、「被保険者である労働者を除く」とあるのは「被保険者（同法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。）である労働者に限る」と、「厚生労働省令で定める者」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令で定める者」と、「厚生労働省令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令で定めるところにより」と、第九条の見出し中「労働者災害補償保険法」とあるのは「船員保険法」と、同条中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項第四号に掲げる事業」とあるのは「船員保険法第五十七条ノ二第三項に規定する事業」と、前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令（前章に規定する事項については、厚生労働省令）」とする。

○ 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（抄）  
（指定）

第七条（略）

2 国土交通大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した者（以下「船員雇用促進センター」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3・4 （略）

（船員雇用促進等事業）

第八条 船員雇用促進センターは、船員の雇用の促進等を図るため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

一 (略)

二 船員職業紹介（船員職業安定法第六条第二項に規定する船員職業紹介をいう。）、船員労務供給（同条第八項に規定する船員労務供給及び同条第十一項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。）その他船員の就職の奨励に関する事業を行うこと。

三・四 (略)

（船員労務供給事業についての船員職業安定法の適用除外）

第十条 船員職業安定法第五十条、第五十一条、第五十三条から第五十七条まで、第六十六条第一項及び第六項、第六十七条、第六十八条、第七十八条、第八十七条から第九十一条まで並びに第百二条の規定は、船員雇用促進センターが行う船員労務供給事業については適用しない。

（船員労務供給事業の実施に関する基本的事項）

第十一条 船員雇用促進センターが行う船員労務供給事業は、船員労務供給の対象となる船員（以下「労務供給船員」という。）として船員雇用促進センターが雇用する者について行う。ただし、その雇用する労務供給船員のみによつては船員労務供給契約（船員雇用促進センターが事業主に対し船員労務供給を行うことを約する契約をいう。以下同じ。）に基づく船員労務供給の役務の提供が困難である場合その他の国土交通省令で定める場合においては、労務供給船員となろうとする者として船員雇用促進センターが行う登録を受けた者についても行うことができる。

256 (略)

（船員法等の適用に関する特例）

第十四条 船員雇用促進センターとその雇用する労務供給船員との労働関係については、労務供給船員を船員法第二条第二項に規定する予備船員と、船員雇用促進センターを同法第五条の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者とみなして、同法第一条第一項、第四条、第三十一条から第三十五条まで、第四十四条の二、第四十四条の三、第五十条第一項及び第三項、第五十二条から第五十四条まで、第五十六条、第五十八条の二、第七章、第八十一条第一項、第八十三条、第八十七条第一項本文及び第二項本文、第十章、第十一章（第九十七条第一項（第四号に係る部分に限る。）、第三項及び第四

項を除く。）、第百一条第一項、第百二条、第百三条、第百五条、第百六条、第百七条（第五項を除く。）、第百八条、第百九条、第百十条、第百十二条から第百十七条まで、第百十九条、第百十九条の二、第百二十一条の二並びに第百四十七条の規定並びに当該規定に基づいて発する命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第四十四条の二第一項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員労務供給（船員の雇用の促進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第八条第二号に規定する船員労務供給をいう。以下同じ。）の役務に従事しない期間」と、同法第五十三条第二項中「これを毎月」とあるのは「船舶所有者が雇用契約に基づきこれを支払うべきこととされている期間において毎月」と、同法第七十四条第一項、第二項及び第四項中「同一の事業に属する船舶」とあるのは「特別措置法第十一条第一項ただし書に規定する船員労務供給契約に係る船舶」と、同項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員労務供給に係る勤務に従事しない期間」と、同法第七十五条第一項中「十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える」とあるのは「十五日を基準として国土交通省令で定める日数とする」と、同条第二項中「十日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに三日（同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増すごとに一日）」とあるのは「十日を基準として国土交通省令で定める日数とし、同項ただし書に規定する期間一箇月を増すごとに一日」と、同条第三項中「二十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える」とあるのは「二十五日を基準として国土交通省令で定める日数とする」と、同条第四項中「十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに三日（同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増すごとに一日）」とあるのは「十五日を基準として国土交通省令で定める日数とし、同項ただし書に規定する期間一箇月を増すごとに一日」と、同法第七十八条第一項中「並びに国土交通省令の定める手当及び食費」とあるのは「及び国土交通省令で定める手当」と、同法第八十一条第一項中「作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項」とあるのは「安全及び衛生に関する教育その他の船員労務供給の役務に従事する者の安全及び健康の確保に関し国土交通省令で定める事項」と、同法第八十三条第一項中「船舶に乗り組ませてはならない」とあり、及び同条第二項中「使用してはならない」とあるのは「船員労務供給の役務に従事させてはならない」

と、同項中「前項但書の場合」とあるのは「前項ただし書の場合（当該船員労務供給が第一条第一項に規定する船舶に係るものである場合を除く。）」と、同法第八十七条第一項本文及び第二項本文中「船内で使用してはならない」とあるのは「国土交通省令で定める場合を除き船員労務供給の役務に従事させてはならない」と、同法第八十九条第二項中「雇入契約存続中」とあるのは「船員労務供給の役務に従事するために乗船中」と、同法第九十五条中「船員保険法」とあるのは「船員保険法（特別措置法第十五条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律（特別措置法第十四条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、「船員の労働関係」とあるのは「船員の労働関係（特別措置法第十四条第四項に規定する労働関係を含む。）」と、同法第一百三十一条中「労働協約」とあるのは「特別措置法第十二条第一項の規定により認可を受けた船員労務供給規程、労働協約」と、「船内及びその他の事業場内」とあるのは「事業場内」とする。

## 2-6 (略)

(船員保険法等の適用に関する特例)

第十五条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係（同条第二項の規定により同法第十章の規定が適用されない場合における当該労働関係を除く。次条第一項において同じ。）に係る労務供給船員は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとして、同法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する。この場合において、同法第四条ノ三第一項第四号中「船員」とあるのは「船員（労務供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法（以下特別措置法ト称ス）第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ含ム）」と、同法第十条中「船員」とあるのは「船員（労務供給船員ヲ含ム）」と、同法第十七条中「船員（以下船員ト称ス）」とあるのは「船員（労務供給船員ヲ含ム以下船員ト称ス）」と、同法第二十五条ノ二第一項中「船員法」とあるのは「船員法（特別措置法第十四条第一項ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）」と、同法第二十八条第三項第二号ロ、第三十一条第一項及び第五十三条第二項第二号中「雇入契約存続中」とあるのは「特別措置法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ノ役務ニ従事スル為乗船中」とする。

2 前項の規定により船員保険法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事



項は、命令で定める。

3 前条第二項に規定する場合における当該労務供給船員についての船員保険法の規定の適用に関しては、同法第三十三条ノ三第二項中「該当スル場合ニ於ケル」とあるのは「該当スル場合（労務供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法第十一條第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ船員労務供給（同法第八條第二号ニ規定スル船員労務供給ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三條ノ十二第三項及び第三十四條第一項中「該当スル場合ニ於ケル」とあるのは「該当スル場合（労務供給船員ガ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三條ノ十六ノ四第一項第一号中「該当スル船員」とあるのは「該当スル船員（労務供給船員ニシテ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ除ク）」と、同法第五十九條第五項第一号及び第三号並びに第六十條第一項第一号、第三号及び第五号中「受クルコトヲ得ルモノ」とあるのは「受クルコトヲ得ルモノ（労務供給船員ニシテ第三十三條ノ三第二項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ含ム）」とし、同法に基づいて発する命令の規定の適用についての必要な技術的読替えは、命令で定める。

4 第一項の規定により船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとされた労務供給船員（以下「船員保険の被保険者に含まれるものとされた労務供給船員」という。）については、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定は、適用しない。

5・6 （略）

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）  
（定義）

第七条 この法律において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）

- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
  - 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）
  - 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
  - 2 この法律において「保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、政府、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。
  - 3 この法律において「加入者」とは、次に掲げる者をいう。
    - 一 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。
    - 二 船員保険法の規定による被保険者
    - 三 国民健康保険法の規定による被保険者
    - 四 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
    - 五 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
    - 六 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。
    - 七 健康保険法第二百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。
- （特定健康診査）
- 第二十条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は第二十六条第二項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。

(特定保健指導)

第二十四条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、特定保健指導を行うものとする。

(被保険者)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

一 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する七十五歳以上の者

二 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの

(適用除外)

第五十一条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者としない。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者

二 前号に掲げるもののほか、後期高齢者医療の適用除外とすべき特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの

附 則

(病床転換助成事業)

第二条 都道府県は、政令で定める日までの間、当該都道府県における医療費適正化を推進するため、当該都道府県の区域内にある保険医療機関（医療法人その他の厚生労働省令で定める者が開設するものに限る。）に対し、当該保険医療機関である病院又は診療所の開設者が行う病床の転換（医療法第七条第二項各号に掲げる病床の種別のうち厚生労働省令で定めるものの病床数を減少させるとともに、介護保険法第八条第二十二項に規定する介護保険施設（同法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設を除く。）その他厚生労働省令で定める施設について新設又は増設により、病床の減少数に相当する数の範囲内において入所定員を増加させることをいう。以下同じ。）に要する費用を助成する事業（以下「病床

「転換助成事業」という。）を行うものとする。

（病床転換支援金の徴収及び納付義務）

- 第七条 支払基金は、附則第十一条第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者から病床転換支援金及び病床転換助成関係事務費抛出金（以下「病床転換支援金等」という。）を徴収する。
- 2 （略）

- 健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律七十七号）（抄）

附 則

第十条 船員保険法第四条第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法第四十条第二項の規定による標準報酬の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより当該標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。

- 2 前項の規定による政標準報酬月額額の区分の改正が行われた場合においては、船員保険法第四条第一項中「区分」とあるのは、「区分（健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）附則第十条第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ改定後ノ区分）」と、船員保険法第四条ノ五第一項中「五百四十万円」とあるのは「五百四十万円」健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）附則第十条第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ政令ヲ以テ定ムル額以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ヲ」とする。

- 4 前項の規定は、年金たる保険給付の額の計算及び年金たる保険給付に要する費用に係る保険料の徴収に関しては、適用しない。

- 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（抄）

（従前の母子福祉年金及び準母子福祉年金）

- 第二十八条 （略）

259 (略)

10 第一項の規定により支給する遺族基礎年金に係る支給の停止及び支給の調整については、この附則及び新国民年金法に別段の定めがあるもののほか、旧国民年金法第二十条、第四十一条の四第一項から第四項まで、第四十一条の五第一項及び第二項、第六十四条の五から第六十五条まで、第六十六条第三項から第五項まで並びに第六十七条並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)附則第二十五条第三項の規定の例による。この場合において、旧国民年金法第六十五条第一項中「該当するとき」とあるのは「該当するとき(第二号及び第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。)」と、同項第二号中「監獄」とあるのは「刑事施設」と読み替えるものとする。

11 (略)

(旧国民年金法による給付)

第三十二条 (略)

2510 (略)

11 旧国民年金法第四十一条第二項から第四項までの規定(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含み、これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は同法による母子年金及び準母子年金について、同法第六十五条から第六十八条まで並びに第七十九条の二第五項及び第六項の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は同法による老齢福祉年金について、それぞれなおその効力を有する。この場合において、旧国民年金法第六十五条第一項中「該当するとき」とあるのは「該当するとき(第二号及び第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。)」と、同項第二号中「監獄」とあるのは「刑事施設」と読み替えるものとする。

12513 (略)

第六十二条の二 平成六年改正法附則第二十六条第一項、第二項、第五項から第七項まで及び第十四項の規定は、同条第一項に規定する老齢厚生年金ノ受給権者(女子に限る。)ガ厚生年金保険の被保険者(前月以前の月に属する月について、その者が船員保険法の規定による高齢雇用継続基本給付金又は高齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し技術的な読替えは、政令で定める。

第八十九条 施行日前に支給事由の生じた旧船員保険法の規定による職務上の事由による年金たる保険給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用については、政令で定めるところにより、船員保険の管掌者たる政府が負担する。

- 一 障害年金の給付に要する費用のうち、当該障害年金の額から旧船員保険法第四十一条第一項第一号口の額の二倍に相当する額（その額が当該年金額を超えるときは、当該年金額）を控除した額に相当する部分
- 二 遺族年金の給付に要する費用のうち、当該遺族年金の額から旧船員保険法第五十条ノ二第一項第三号ロ及びハの額並びに同法第五十条ノ三ノ二の規定による加給金の額を合算した額の二倍に相当する額（その額が当該年金額を超えるときは、当該年金額）を控除した額に相当する部分

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）  
（許可の欠格事由）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したることにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十八条、第六十九条ノ三若しくは第七十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金

保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条第一項、第百三条の二、第百四条第一項（同法第百二条第一項若しくは第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、第百八十二条第一項若しくは第二項若しくは第百八十四条（同法第百八十二条第一項若しくは第二項の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者  
三〇六（略）

○ 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）（抄）

（地域雇用開発のための助成及び援助）

第十二条 政府は、第六条第四項の規定による同意を得た地域能力開発就職促進計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「同意地域能力開発就職促進計画」という。）に係る能力開発就職促進地域（以下「同意能力開発就職促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、次に掲げる事業主に対して、雇用保険法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

一 同意能力開発就職促進地域内に所在する事業所に当該同意能力開発就職促進地域内に居住する求職者を雇い入れ、かつ、同意能力開発就職促進計画で定められた就職促進対象職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置を講ずる事業主

二 同意能力開発就職促進地域内に所在する事業所に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）として雇用されることとなつている者（当該同意能力開発就職促進地域内に居住しているものに限る。次項において「内定者」という。）について、前号に規定する教育訓練の実施その他の措置を講ずる当該事業所の事業主

2 前項の助成及び援助を行うに当たつては、同項第二号の措置に係る内定者を被保険者とみなして、雇用保険法第六十三条の規定を適用する。

3 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

（地域求職活動援助事業）

第十五条 政府は、第七条第四項の規定による同意を得た地域求職活動援助計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。次項において「同意地域求職活動援助計画」という。）に係る求職活動援助地域（以下「同意求職活動援助地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意求職活動援助地域内に居住する求職者に関し、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 一四 （略）

2 （略）

（地域雇用開発のための助成及び援助）

第十七条 政府は、第八条第四項の規定による同意を得た地域高度技能活用雇用安定計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの）に係る高度技能活用雇用安定地域（以下「同意高度技能活用雇用安定地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 同意高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所に職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者を置き、又は当該同意高度技能活用雇用安定地域内において必要な設備若しくは福祉施設の設置若しくは整備を行い、かつ、同意高度技能活用雇用安定地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと

二 同意高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所に雇用されている高度技能労働者その他の労働者又は当該事業所に被保険者として雇用されることとなつている者（当該同意高度技能活用雇用安定地域内に居住しているものに限る。次項において「内定者」という。）について、職業に関し新たに必要高度の技能及び知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置を講ずる当該事業所の事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。



2 前項第二号の助成及び援助を行うに当たつては、同号の措置に係る内定者を被保険者とみなして、雇用保険法第六十三条の規定を適用する。

3 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

○ 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）（抄）

（許可の欠格事由）

第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。

一（略）

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三條の二若しくは第二百十四條第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十八条、第六十九條ノ三若しくは第七十條第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四條第一項（同法第五十一条前段に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第二百二條第一項、第二百三條の二、第二百四條第一項（同法第二百二條第一項若しくは第二百三條の二に係る部分に限る。）、第八十二条第一項若しくは第二百八十四條（同法第二百八十二条第一項若しくは第二項に係る部分に限る。）、労働保険の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六條前段若しくは第四十八條第一項（同法第四十六條前段に係る部分に限る。）、又は雇用保険法（昭和四十九年法律第十六號）第八十三條若しくは第八十六條（同法第八十三條に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三（略）

（業務）

第三十条 港湾労働者雇用安定センターは、第二十八條第一項の指定に係る港湾における港湾労働者又は事業主に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

一〇四 (略)

五 次条第一項に規定する業務を行うこと。

六 (略)

(港湾労働者雇用安定センターによる雇用福祉事業関係業務の実施)

第三十一条 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターを指定したときは、港湾労働者雇用安定センターに雇用保険法第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一〇五 (略)

2 港湾労働者雇用安定センターは、前項に規定する業務(以下「雇用福祉事業関係業務」という。)の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。港湾労働者雇用安定センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により港湾労働者雇用安定センターに行わせる雇用福祉事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第三十二条 港湾労働者雇用安定センターは、第三十条第三号若しくは第四号に掲げる業務(以下「事業主支援業務」という。)又は雇用福祉事業関係業務を行うときは、これらの業務の開始前に、これらの業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、事業主支援業務及び雇用福祉事業関係業務の実施方法その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(区分経理)

第三十三条 港湾労働者雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主支援業務に係る経理、雇用福祉事

業関係業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

(交付金)

第三十五条 国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センターに対し、雇用福祉事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(厚生労働省令への委任)

第三十六条 この章に定めるもののほか、港湾労働者雇用安定センターが雇用福祉事業関係業務を行う場合における港湾労働者雇用安定センターの財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(役員を選任及び解任)

第三十七条 (略)

2 港湾労働者雇用安定センターの役員が、この章の規定に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、第三十条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により港湾労働者雇用安定センターが第二十八条第二項第三号に該当することとなるときは、厚生労働大臣は、当該港湾労働者雇用安定センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第三十八条 厚生労働大臣は、第三十条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、港湾労働者雇用安定センターに対し、当該業務の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、港湾労働者雇用安定センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(監督命令)

第三十九条 厚生労働大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、港湾労働者雇用安定センターに対し、第三十条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第四十条 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十八条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて第三十条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 四（略）

五 第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反して事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務を行ったとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は第三十条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（聴聞の特例）

第四十一条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条第一項の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

（厚生労働大臣による雇用福祉事業関係業務の実施）

第四十二条 厚生労働大臣は、第四十条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは雇用福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は港湾労働者雇用安定センターが雇用福祉事業関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該雇用福祉事業関係業務を自ら行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により雇用福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている雇用福祉事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 厚生労働大臣が、第一項の規定により雇用福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている雇用福祉事業関係業務を行わないものとする場合における当該雇用福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令

で定める。

第五十条 第三十九条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第四十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 (略)

○ 消費税法 (昭和六十三年法律第百八号) (抄)

別表第一 (第六条関係)

一 五 (略)

六 (略)

イ 二 (略)

ホ 労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号) の規定に基づく療養の給付及び療養の費用の支給に係る療養並びに同法の規定による労働福祉事業として行われる医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医療

へ 八 (略)

八 十三 (略)

○ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律 (平成三年法律第五十七号) (抄)

(改善計画の変更等)

## 第五条 (略)

2 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき、又は認定組合等若しくはその構成員若しくは認定中小企業者が認定計画に従って改善事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

## 3 (略)

(雇用安定事業等としての助成及び援助)

第七条 政府は、認定計画に係る改善事業の実施を促進するため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業として、次の事業を行うものとする。

## 一・二 (略)

三 認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であつて、その雇用する労働者又はその中小企業者に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（次項において「被保険者」という。）として雇用されることとなっている者（第五号及び次項において「内定者」という。）に関し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置（同号の措置に該当するものを除く。）を講じ、認定計画の目標を達成したものに対して、必要な助成及び援助を行うこと。

## 四・五 (略)

2 前項第三号及び第五号の助成及び援助を行うに当たっては、同項第三号及び第五号の措置に係る内定者を被保険者とみなして、雇用保険法第四章の規定を適用する。

3 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 育児休業労働者（日々雇用される者を除く。以下この条、次章から第五章まで、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条及び第二十九条において同じ。）が、次章に定めるところにより、その子を養育するためにする休業をいう。

二（五）（略）

(勤務時間の短縮等の措置等)

第二十三条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者のうち、その一歳（当該労働者が第五条第三項の申出をすることができる場合にあつては、一歳六か月。以下この項において同じ。）に満たない子を養育する労働者で育児休業をしないものにあつては労働者の申出に基づく勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（以下この項及び次条第一項において「勤務時間の短縮等の措置」という。）を、その雇用する労働者のうち、その一歳から三歳に達するまでの子を養育する労働者にあつては育児休業の制度に準ずる措置又は勤務時間の短縮等の措置を講じなければならない。

2 (略)

○ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）（抄）  
(雇用安定事業等としての助成及び援助)

第十条 政府は、認定計画に係る改善措置の実施を促進するため、当該認定計画に基づきその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために必要な措置を講ずる認定事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

2 前項の助成及び援助（雇用保険法第六十三条の能力開発事業として行うものに限る。）を行うに当たっては、同項の認定事業主が講ずる措置に係る者であつて、当該認定事業主に同法第四条第一項に規定する被保険者として雇用されることとなつているものを当該被保険者とみなして、同法第六十三条の規定を適用する。

(業務)

第十七条 介護労働安定センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 (略)

三 次条第一項に規定する業務を行うこと。

四 (略)

(介護労働安定センターによる雇用安定事業等関係業務の実施)

第十八条 厚生労働大臣は、介護労働安定センターを指定したときは、介護労働安定センターに雇用保険法第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一 認定事業主に対して支給する給付金であつて厚生労働省令で定めるものを支給すること。

二 介護労働者の雇用及び福祉に関する調査研究を行うこと。

三 介護労働者の福祉の増進を図るための措置について、認定事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

四 介護労働者及び介護労働者になろうとする者に対して、必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練を行うこと。

五 職業紹介事業者その他の介護労働者に係る求職に関する情報を有する者についての情報を収集整理し、及び介護労働者を雇用しようとする者に対して、当該収集整理した情報のうちその希望に応じたものを提供すること。

六 前各号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。

2 前項第一号の給付金に該当する雇用保険法第六十二条から第六十四条までの規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、厚生労働省令で定めなければならない。

3 介護労働安定センターは、第一項に規定する業務（以下「雇用安定事業等関係業務」という。）の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。介護労働安定センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。



4 厚生労働大臣は、第一項の規定により介護労働安定センターに行わせる雇用安定事業等関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

#### 第二十五条 (略)

2 介護労働安定センターの役員が、この章の規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第十九条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第十七条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、厚生労働大臣は、介護労働安定センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第二十七条 厚生労働大臣は、第十七条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、介護労働安定センターに対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、介護労働安定センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

#### 2・3 (略)

(監督命令)

第二十八条 厚生労働大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、介護労働安定センターに対し、第十七条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第二十九条 厚生労働大臣は、介護労働安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第十七条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十七条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 五 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第十七条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じた

ときは、その旨を公示しなければならない。

(厚生労働大臣による雇用安定事業等関係業務の実施)

第三十条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは雇用安定事業等関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は介護労働安定センターが雇用安定事業等関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該雇用安定事業等関係業務を自ら行うものとする。

## 2・3 (略)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条又は第二十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

○ 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（抄）

（雇用福祉事業としての助成）

第九条 政府は、病院等に勤務する看護師等の福祉の増進を図るため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十四条の雇用福祉事業として、病院等の開設者等に対して、雇用管理に関する必要な知識の習得のために必要な助成を行うものとする。

○ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）（抄）  
（指定等）

第十三条 厚生労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うことその他短時間労働者の福祉の増進を図ること

を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、第十五条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一・二 (略)

2 3 4 (略)

(短時間労働援助センターによる短時間労働者福祉事業関係業務の実施)

第十六条 厚生労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは、短時間労働援助センターに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条の労働福祉事業又は雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一 短時間労働者を雇用する事業主又はその事業主の団体に対して支給する給付金であつて、厚生労働省令で定めるものを支給すること。

二 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三 短時間労働者に対して、その職業生活に関する事項について相談その他の援助を行うこと。

四 短時間雇用管理者その他短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理する者に対する研修を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進するために必要な事業その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。

2 前項第一号の給付金に該当する労働者災害補償保険法第二十九条又は雇用保険法第六十四条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、厚生労働省令で定めなければならない。

3・4 (略)

(業務規程の認可)

第十七条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようと

するときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が短時間労働者福祉事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 (略)

(短時間労働者福祉事業関係給付金の支給に係る厚生労働大臣の認可)

第十八条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務のうち第十六条第一項第一号に係る業務(次条及び第二十五条において「給付金業務」という。)を行う場合において、自ら第十六条第二項に規定する労働者災害補償保険法第二十三条又は雇用保険法第六十四条の規定に基づく給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

○ 行政手続法(平成五年法律第八十八号) (抄)

第三章 不利益処分

第一節 通則

(処分の基準)

第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。  
(不利益処分をしようとする場合の手續)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手續を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

二 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至つたことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつて、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしよとするとするとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもつて明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によつて確認されたものをしよとするとするとき。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによつて課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫つた必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならぬ。

3 不利益処分を書面とするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

## 第二節 聴聞

### (聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

### (代理人)

第十六条 前条第一項の通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第二項第六号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調査その他の当該不利益処分原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。

この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に依つて必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

一 当該聴聞の当事者又は参加人

二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

- 三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
- 四 前三号に規定する者であったことのある者
- 五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 六 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第二十条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。  
(続行期日の指定)

第二十二条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければ



ならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結）

第二十三条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないうきは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

（聴聞調書及び報告書）

第二十四条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについて意見を記載した報告書を作成し、第一項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第一項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

（聴聞の再開）

第二十五条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分決定)

第二十六条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第二十四条第一項の調書内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

(不服申立ての制限)

第二十七条 行政庁又は主宰者がこの節の規定に基づいてした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 聴聞を経てされた不利益処分については、当事者及び参加人は、行政不服審査法による異議申立てをすることができない。ただし、第十五条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる結果当事者の地位を取得した者であつて同項に規定する同条第一項第三号(第二十二条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる聴聞の期日のいずれにも出頭しなかつた者については、この限りでない。

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第二十八条 第十三条第一項第一号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第十五条第一項の通知があつた場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者(当該処分において解任し又は除名すべきこととされている者に限る。)は、同項の通知を受けた者とみなす。

2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。)の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分における名あて人が従わないことを理由として法令の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第十三条第一項の規定にかかわらず、行政庁は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

### 第三節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたとときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)  
(聴聞に関する手続の準用)

第三十一条 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三十条」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第三十一条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。

○ 国民年金保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号) (抄)

附 則

第二十五条 (略)

2 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は第二十条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているもの、附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算されたもの並びに同法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金(その受給権者

が附則第二十二條に該当する者であるものに限る。)に限る。)について同法附則第十一條の五において読み替えて準用する同法附則第七條の四の規定を適用する場合には、附則第二十一條(附則第二十二條又は第二十七條第十五項において準用する場合を含む。)、第二十三條又は前條第四項及び第五項の規定により当該老齡厚生年金の全部又は一部の支給が停止されている月については、同法附則第十一條の五において読み替えて準用する同法附則第七條の四第二項第二号(同條第四項及び第六項(同條第七項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)に該当するものとみなす。  
第二十六條 (略)

2)12 (略)

13 厚生年金保險法附則第十一條の六第二項、第三項、第六項及び第七項並びに第十五條の三の規定は、同法附則第八條の規定による老齡厚生年金の支給権者が厚生年金保險の被保險者である日が属する月について、その者が船員保險法の規定による高齡雇用継続基本給付金又は高齡再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替へは、政令で定める。

14 (略)

○ 介護保險法(平成九年法律第二百二十三号) (抄)

(定義)

第七條 (略)

1)5 (略)

6 この法律において「医療保險各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 健康保險法(大正十一年法律第七十号)

二 船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)

三 国民健康保險法(昭和三十三年法律第九十二号)

四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)

- 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
  - 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
  - 七 この法律において「医療保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、政府、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。
  - 八 この法律において「医療保険加入者」とは、次に掲げる者をいう。
    - 一 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。
    - 二 船員保険法の規定による被保険者
    - 三 国民健康保険法の規定による被保険者
    - 四 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
    - 五 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
    - 六 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。
    - 七 健康保険法第二百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。
  - 第八条 この法律において「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいい、「居宅サービス事業」とは、居宅サービスを行う事業をいう。
- 23 この法律において「施設サービス」とは、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスをいい、「施設サービス計画
- 24 (略)

「とは、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に入所している要介護者について、これらの施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。

24～26 (略)

第八条の二 この法律において「介護予防サービス」とは、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売をいい、「介護予防サービス事業」とは、介護予防サービスを行う事業をいう。

2～18 (略)

(被保険者)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)が行う介護保険の被保険者とする。

一 市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者(以下「第一号被保険者」という。)

二 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者(以下「第二号被保険者」という。)

(居宅介護サービス費の支給)

第四十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」という。)

( )から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは

、この限りでない。

## 2 12 (略)

(施設介護サービス費の支給)

第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス(以下「指定施設サービス等」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。

一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設(以下「指定介護老人福祉施設」という。)により行われる介護福祉施設サービス(以下「指定介護福祉施設サービス」という。)

二 介護保健施設サービス

(高額介護サービス費の支給)

第五十一条 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。 ) 又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額(次条第一項において「介護サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。

## 2 (略)

(介護予防サービス費の支給)

第五十三条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの(以下「居宅要支援被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る介護予防サ

ービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつておりときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

## 2 8 (略)

(高額介護予防サービス費の支給)

第六十一条 市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額（次条第一項において「介護予防サービス利用者負担額」という。）が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。

## 2 (略)

○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）

(所掌事務)

第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 九十四 (略)



九十五 政府が管掌する船員保険事業に関すること。

九十六〜百一 (略)

## 2 略

### (任務)

第二十七条 社会保険庁は、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業のうち健康保険法の規定により社会保険庁長官が行う業務に関する部分、政府が管掌する船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。

### (所掌事務)

第二十八条 社会保険庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第七十四号（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金の徴収に関する部分に限る。）に掲げる事務、同項第九十四号（全国健康保険協会が管掌するものうち健康保険法の規定により社会保険庁長官が行う部分に限る。）に掲げる事務、第九十五号、第九十八号及び第九十九号に掲げる事業（政府が管掌するものに限る。）の実施に関する事務並びに同項第二百二号及び第九十九号から第一百一十号までに掲げる事務をつかさどる。

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

### (定義)

第二条 (略)

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

○ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八十一号）（抄）

(区分経理)

第十二条 研究所は、前条に規定する業務のうち労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項の労働福祉事業として行われるものに係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

○ 健康増進法（平成十四年法律第三百三号）（抄）

（健康診査の実施等に関する指針）

第九条 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳（自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。）の交付その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（以下「健康診査等指針」という。）を定めるものとする。

2・3 （略）

○ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）（抄）

（業務の範囲）

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 高齢者等（高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四 障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五 障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障

害者職業能力開発校をいう。)のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六 納付金関係業務(障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。)並びに同法第七十二条第三項、第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項第一号から第四号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)は、雇用保険法(昭和四十九年法律第一百六号)第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとする。

(業務の委託)

第十二条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号に掲げる業務の一部を、高齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3 (略)

(区分経理)

第十三条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十一条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

二 (略)

三 第十一条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

(利益及び損失の処理の特例等)

第十四条 機構は、前条第一号及び第二号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 3 6 (略)

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第十五条 厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十一条第一項第一号から第六号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(財務大臣との協議)

第十七条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十二条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二 第十四条第一項の承認をしようとするとき。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三 第十四条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附 則

(業務の特例)

第五条 機構は、当分の間、第十一条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 常時三百人以下の労働者を雇用する事業主に対して報奨金等（障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第二項に規定する報奨金等をいう。）を支給すること。

- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、第十一条第一項及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十一号）附則第十条による改正前の第十一条第一項第七号に掲げる業務（同号の給付金であつてその支給事由が平成十七年十月一日前に生じたものに係るものに限る。）を行うこと。
  - 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 前二項の規定により機構が前二項に規定する業務を行う場合には、第十一条第二項中「第四号まで」とあるのは「第四号まで及び附則第五条第二項第一号」と、第十二条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び同条第二項第一号」と、第十三条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、第十四条第一項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項及び附則第五条第二項」と、同条第二項及び第十五条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた前項」と、第十四条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第一項」と、第十五条第一項中「第十一条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十一条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び同条第二項第一号」と、第十七条第一号及び第二十四条第二号中「第十二条第一項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第十二条第一項」と、第十七条第二号及び第二十四条第三号中「第十四条第一項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第十四条第一項」と、第二十四条第一号中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項並びに附則第五条第一項及び第二項」とする。

○ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（抄）  
（機構の目的）

第三条 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資

金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。

2 機構は、前項に規定するもののほか、厚生年金保険制度、船員保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。

## 第十二条 (略)

一〇十一 (略)

十二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)又は国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)に基づく年金たる給付の受給権者(第二十四条第一項において「厚生年金等受給権者」という。)に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。

十三 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく年金たる給付の受給権者(第二十四条第一項において「労災年金受給権者」という。)に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。

十四 (略)

2〇7 (略)

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第二十四条 厚生労働大臣は、災害の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、福祉若しくは医療に係るサービスの安定的な提供を図るため、又は厚生年金等受給権者若しくは労災年金受給権者の生活の安定に資するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号、第十二号及び第十三号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 (略)

附 則

(業務の特例)

第五条の二 機構は、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第五号)附則第十四条の規定による廃止前の年

金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、第十二条第一項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

2 機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

3 機構は、別に法律で定める日までの間、第十二条第一項及び前二項に規定する業務のほか、厚生労働大臣の認可を受けて、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条第二号又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者（国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律の規定による組合員又は加入者を除く。次項において同じ。）で厚生労働省令で定める要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行うことをその業務とすることができる。

4・5 (略)

6 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める金額をそれぞれ厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計に納付しなければならない。

一・二 (略)

7・8 (略)

9 機構は、承継債権管理回収業務又は承継教育資金貸付けあつせん業務を終えたときは、それぞれ承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定に属する資産及び負債を厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計に帰属させるものとする。

10  
13 (略)

14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、

船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）第三条中「生ずる収入」とあるのは、「生ずる収入、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）附則第五条の二第六項の規定による納付金」とする。

15・16 （略）

○ 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）（抄）  
（機構の目的）

第三条 独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）は、労働者の有する能力の有効な發揮及び職業生活の充実に資するため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第二条第一号に規定する勤労者をいう。以下同じ。）の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行うための施設の設置及び運営を行うこと。
- 二 厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者が就職するために必要な資金の貸付けその他の援助を行うこと。
- 三 雇用対策法（昭和四十一年法律第三十二号）第十五条の規定に基づいて職業安定機関が労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に関する事項につき事業主に対して行う援助について必要な協力をを行うこと。
- 四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一項各号に掲げる事業を行うこと。
- 五 建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修を行い、及び雇用管理の改善について助言すること。
- 六 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第十二条第一項及び第十七条第一項第二号並びに中小企業におけ



る労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第七条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

七 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施並びに事業主その他のもの行う職業訓練の援助を行うこと。

八 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練（以下この号において「職業訓練等」という。）を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと並びに厚生労働省令で定める理由により職業訓練等を受けることが困難な者が当該職業訓練等を受けるために必要な資金の貸付けを行うこと。

九 労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者その他の関係者に対する相談その他の援助並びにその雇用する労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助を行う事業主に対する職業能力開発促進法第十五条の三に規定する必要な助成を行うこと。

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は同法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとする。

3 機構は、第一項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第三十二条各号に掲げる業務を行うこと。

二 勤労者財産形成促進法第八条の二各号に掲げる業務及び同法第十四条の三に規定する業務を行うこと。

三 勤労者財産形成促進法第九条第一項各号及び第十条の三第一項各号に掲げる業務を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとするができる。

5 機構は、第一項及び第三項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

6 (略)  
(業務の委託)

第十二条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第三項第一号及び第三号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

2・3  
(区分経理)

第十三条 機構は、第十一条第三項第二号及び第三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(積立金の処分)

第十四条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条第一項、第三項及び第五項に規定する業務の財源に充てることができる。

2・4 (略)

(借入金及び雇用・能力開発債券)

第十五条 機構は、第十一条第三項第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入

金をし、又は雇用・能力開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 (略)

3 機構は、第十一条第三項第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため短期借入金をする場合には、通則法第四十五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4 5 8 (略)

(協議)

第二十一条 (略)

2 厚生労働大臣は、第十一条第一項第四号に掲げる業務、同項に規定する業務のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十条の厚生労働省令で定める事業に係る業務又は第十一条第三項第三号に掲げる業務のうち勤労者財産形成促進法第九条第一項各号及び第十条の三第一項第二号に掲げる業務に関し、通則法第二十八条第一項の認可をしようとする場合には、国土交通大臣に協議しなければならない。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する

一 この法律の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十一条第一項、第三項及び第五項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附 則

(雇用・能力開発機構の解散等)

第三条 雇用・能力開発機構（以下「旧機構」という。）は、機構の成立の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時にいて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時にいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

- 4 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。
- 5 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して四月を経過する日とする。
- 6 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる額の合計額は、政  
府から機構に出資されたものとする。
  - 一 第一項の規定により機構が承継した資産（以下「承継資産」という。）のうち一般業務（第十一条第一項各号及び第三  
項第一号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。））、同条第五項に規定する業務並びに次条第一項第四号から第八  
号まで及び第十一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）に係るものの価額から第一項の規定により機構が承継した負債（  
以下「承継負債」という。）のうち一般業務に係るものの金額、次項の規定により地方公共団体から出資されたものとす  
る金額及び第十項の厚生労働省令で定める金額を差し引いた額
  - 二 財形業務（第十一条第三項第二号及び第三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。））並びに次条第一項第一号  
に掲げる業務をいう。以下同じ。）の運営上の必要性を勘案して厚生労働省令で定める金額
  - 三 宿舍等業務（次条第一項第二号、第三号、第十号及び第十二号に掲げる業務をいう。以下同じ。）に係る承継資産のう  
ち厚生労働省令で定めるものの価額の合計額
  - 四 炭鉱援護業務（次条第一項第九号に掲げる業務をいう。以下同じ。）に係る承継資産のうち厚生労働省令・経済産業省  
令で定めるものの価額の合計額
- 7 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項及び第二項の規定により機構及  
び国が承継した資産（炭鉱援護業務に係るものを除く。）の価額の合計額から第一項の規定により機構が承継した負債（炭  
鉱援護業務に係るものを除く。）の金額を差し引いた額に同項の規定による旧機構の解散時における旧機構の資本金の額に  
対する地方公共団体の出資額の割合を乗じて得た額は、地方公共団体から機構に出資されたものとする。
- 8 前二項の規定により政府及び地方公共団体から機構に出資されたものとされた金額は、次の各号に掲げる区分により、そ  
れぞれ当該各号に定める勘定に属する資本金として整理するものとする。

- 一 第六項第一号に掲げる額及び前項の規定により地方公共団体から機構に出資されたものとされた額の合計額 一般勘定（次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定をいう。以下同じ。）
  - 二 第六項第二号に掲げる金額 財形勘定（次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち財形業務に係るものをいう。以下同じ。）
  - 三 第六項第三号に掲げる金額 宿舍等勘定（次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち宿舍等業務に係るものをいう。以下同じ。）
  - 四 第六項第四号に掲げる金額 炭鉱援護勘定（次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち炭鉱援護業務に係るものをいう。以下同じ。）
- 9 承継資産及び承継負債は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。
- 一 一般業務に係る承継資産及び承継負債 一般勘定
  - 二 財形業務に係る承継資産及び承継負債 財形勘定
  - 三 宿舍等業務に係る承継資産及び承継負債 宿舍等勘定
  - 四 炭鉱援護業務に係る承継資産及び承継負債 炭鉱援護勘定
- 10 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、厚生労働省令で定める額は、厚生労働省令で定めるところにより、一般勘定において一般業務に充てるための積立金又は一般勘定に属する第十四条第一項に規定する積立金として整理するものとする。
- 11 第九項の規定により財形勘定、宿舍等勘定又は炭鉱援護勘定に整理された資産の価額から同項の規定により財形勘定、宿舍等勘定又は炭鉱援護勘定の負債として整理された金額及び第八項の規定により財形勘定、宿舍等勘定又は炭鉱援護勘定に整理された金額の合計額を差し引いた額は、厚生労働省令（炭鉱援護業務に係るものについては、厚生労働省令・経済産業省令）で定めるところにより、それぞれ財形勘定、宿舍等勘定又は炭鉱援護勘定において、財形業務、宿舍等業務若しくは炭鉱援護業務に充てるための積立金若しくは財形勘定、宿舍等勘定若しくは炭鉱援護勘定に属する第十四条第

一 項に規定する積立金又は財形勘定、宿舍等勘定若しくは炭鉱援護勘定に属する繰越欠損金として整理するものとする。  
12 機構は、財形勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該利益に相当する額を限度として厚生労働大臣の承認を受けた額を財形勘定から一般勘定に繰り入れることができる。ただし、当該繰入れの累計額は、厚生労働省令で定める額を超えない。

13 第六項及び第七項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

14 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

15 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

16 厚生労働大臣又は厚生労働大臣及び経済産業大臣は、第六項第二号若しくは第三号若しくは第十項の厚生労働省令又は第六項第四号の厚生労働省令・経済産業省令を定めようとするときは、それぞれ財務大臣に協議しなければならない。  
(業務の特例等)

第四条 機構は、第十一条第一項、第三項及び第五項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 当分の間、附則第二十二條の規定による改正後の勤労者財産形成促進法附則第二條第二項に規定する業務を行うこと。

二 当分の間、附則第六條の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法(附則第二條の規定による改正後の雇用・能力開発機構法をいう。以下「旧法」という。)附則第十一条第一項に規定する業務(同項に規定する宿舍(以下「宿舍」という。))の譲渡又は廃止に係るものに限る。)、同条第二項に規定する業務(宿舍に係るものに限る。))及び同条第三項に規定する業務を行うこと。

三 前号に掲げる業務が終了するまでの間、附則第二十八條の規定による改正後の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律附則第三條及び附則第三十二條の規定による改正後の沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)附則第四條に規定する業務を行うこと。

四 旧法第十九條第三項の規定による資金の貸付け、旧法附則第十四條の規定によりなお従前の例によることとされたもの及び附則第二十八條の規定による改正前の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第八條の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権

の管理及び回収を行うこと。

五 旧法第十九条第一項第二号又は旧法附則第十二条の規定による廃止前の旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第一百六号）第十九条第一項第七号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

六 平成十六年三月一日前に開始された旧法第十九条第一項第二号の身元保証に関する業務が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

七 平成十六年三月一日前に開始された附則第三十二条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第八十一条第一項第一号に掲げる業務が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

八 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条による改正前の駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）第十八条第一項に規定する業務が終了するまでの間、当該業務を行うこと。

九 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる附則第三十四条の規定による改正後の旧炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和三十四年法律第九十九号）第二十三条第一項第二号から第九号までに掲げる業務が終了するまでの間、当該業務を行うこと。

十 前条第一項の規定により機構が旧機構から承継した株式（旧法附則第十一条第一項の規定による出資に基づいて旧機構が取得した株式に限る。）の処分を行うこと。

十一 平成二十四年三月三十一日までの間、附則第三十二条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法第八十一条各号に掲げる業務を行うこと。

十二 平成十八年三月三十一日までの間、旧法附則第十一条第一項に規定する業務（同項に規定する福祉施設（以下「福祉施設」という。）の譲渡又は廃止に係るものに限る。）及び同条第二項に規定する業務（福祉施設に係るものに限る。）

）を行うこと。

- 2 機構は、第四項の規定により宿舍等勘定を廃止するまでの間の各事業年度において、宿舍等勘定に属する承継資産のうち前条第六項第三号の厚生労働省令で定めるもの（次項において「対象資産」という。）を処分した場合には、当該処分を行った事業年度の終了の日（宿舍等勘定を廃止する事業年度にあつては、当該廃止の日。次項において同じ。）において、それぞれ当該事業年度に行った当該処分により生じた収入の総額を国庫に納付しなければならない。
- 3 機構が前項の処分を行った場合には、各事業年度に処分した対象資産に係る前条第六項第三号の価額（処分した対象資産が複数であるときは、その価額の合計額）については、当該処分を行った事業年度の終了の日において、機構に対する政府の出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。
- 4 機構は、宿舍等業務を終えたときは、宿舍等勘定を廃止するものとし、その廃止の際当該勘定についてその債務を弁済してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 5 前三項の規定は、炭鉱援護勘定について準用する。この場合において、第二項中「前条第六項第三号の厚生労働省令」とあるのは「前条第六項第四号の厚生労働省令・経済産業省令」と、第三項中「前条第六項第三号」とあるのは「前条第六項第四号」と読み替えるものとする。
- 6 第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十一条第二項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第二号、第三号、第五号、第六号、第十号及び第十二号」と、同条第四項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第一号、第四号及び第九号」と、第十二条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十八条第一項、第二十条第一項並びに第二十八条第一号中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣（附則第四条第一項第九号に掲げる業務に係るものについては、厚生労働大臣及び経済産業大臣）」と、第十二条第一項中「前条第三項第一号及び第三号」とあるのは「前条第三項第一号及び第三号並びに附則第四条第一項第一号、第四号、第五号及び第七号から第十号まで」と、第十三条中「第十一条第三項第二号及び第三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」とあるのは「財形業務（第十条第三項第二号及び第三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」並びに附則第四条第一項第一号に掲げる業務をいう。）、附則第四条第一項第二号、第三号、第十号及び第十二号に掲げる業務並びに同項第九号に掲げる業務」と、「



特別」とあるのは「それぞれ特別」と、第十四条第一項及び第二十八条第二号中「第十一条第一項、第三項及び第五項」とあるのは「第十一条第一項、第三項及び第五項並びに附則第四条第一項」と、第十四条第二項中「前項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた同項」と、第十五条第一項及び第三項中「第十一条第三項第三号」とあるのは「第十一条第三項第三号及び附則第四条第一項第一号」と、第二十一条第一項第一号中「第十四条第一項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた第十四条第一項」と、同項第二号中「第十二条第一項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた第十二条第一項」と、第二十七条中「第十八条第一項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた第十八条第一項」とする。

7 機構が炭鉱援護業務を行う場合には、炭鉱援護業務に関する事項並びに炭鉱援護業務に係る財務及び会計に関する事項については、第二十二條の規定にかかわらず、機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び経済産業大臣並びに厚生労働省令・経済産業省令とする。

○ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（抄）

（医療法等の特例）

第十八条（略）

257（略）

8 医療保険者（医療保険各法（国民健康保険法を除く。）の規定により医療に関する給付を行う政府、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。）は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第六十三条第三項第二号の指定若しくは船員保険法第二十八条第五項第二号の指定をし、又は国家公務員共済組合法第五十五条第一項第二号（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）の契約若しくは地方公務員等共済組合法第五十七条第一項第二号の契約を締結してはならない。

○ 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律三十一号）（抄）

附 則

（検討）

第四十二条 政府は、この法律の施行後、新雇用保険法第三章第五節から第六節までの規定（新雇用保険法第十一条及び第十二条の規定のうち同章第五節に規定する就職促進給付、同章第五節の二に規定する教育訓練給付及び同章第六節に規定する雇用継続給付に係る部分を含む。）について、当該規定の実施状況、当該就職促進給付、当該教育訓練給付及び当該雇用継続給付の支給を受ける者の収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後、新船員保険法第三十三条ノ十五ノ二、第三十三条ノ十五ノ三、第三十三条ノ十六ノ四及び第三十四条から第三十八条までの規定（新船員保険法第二十六条及び第二十七条の規定のうち新船員保険法第三十三条ノ十五ノ二に規定する就業促進手当、新船員保険法第三十三条ノ十六ノ四に規定する教育訓練給付及び新船員保険法第三十四条から第三十八条までに規定する雇用継続給付に係る部分を含む。）について、当該規定の実施状況、当該就業促進手当、当該教育訓練給付及び当該雇用継続給付の支給を受ける者の収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

○ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（抄）

（業務の範囲）

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六 （略）

七 石綿による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。

イ 認定（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第四条第一項の認定（その更新及び取消しを含む。）及び第二十二条第一項の認定をいう。）

ロ 救済給付（石綿健康被害救済法第三条の救済給付をいう。）の支給  
ハ 船舶所有者（石綿健康被害救済法第三十五条第二項の船舶所有者をいう。）からの一般拠出金（同項の一般拠出金をいう。）の徴収及び特別事業主（石綿健康被害救済法第四十七条第一項の特別事業主をいう。）からの特別拠出金（同項の特別拠出金をいう。）の徴収

八（略）

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）  
（定義）

第二条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

2～8（略）

○ 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（抄）

（業務の範囲）

第十三条（略）

2 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。

一 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第七十七条の規定による貸付けを行うこと。

二 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十条第一項の規定による貸付けを行うこと。

三 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十二条第一項の規定による委託に基づき、勤労者財産形成促進法第九条第一項各号及び第十条の三第一項第二号に掲げる業務の一部を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

## 附 則

### (業務の特例等)

第七条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

- 一 附則第三条第一項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。
  - 二 前条第三項の規定により、保証協会が債務保証契約を履行したことによって取得した求償権を機構が承継した場合において、当該求償権に基づく債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。
  - 三 当分の間、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十二条第二項第二号ロ若しくはハ又は同法附則第三条の規定による廃止前の年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第百八十号）第十七条第一項第三号ロ若しくはハの規定により貸し付けられた資金に係る債権について、独立行政法人福祉医療機構から譲受けを行うこと。
  - 四 当分の間、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規定により貸し付けられた資金（沖縄振興開発金融公庫が平成十七年三月三十一日までに受理した申込みに係るものに限る。）に係る債務の保証又は福祉医療機構債権（前号に規定する債権であつて、同号の規定により譲り受けたものを除いたものをいう。次号において同じ。）に係る債務の保証を行うこと。
  - 五 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定による委託に基づき、福祉医療機構債権の回収が終了するまでの間、福祉医療機構債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。
  - 六 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第六項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第一項の規定による委託に基づき、同法附則第四条第一項第四号に規定する債権（政令で定めるものに限る。）の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。
- 2 機構は、当分の間、第十三条及び前項に規定する業務のほか、旧公庫法、附則第十七条の規定による改正前の阪神・淡路

大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び附則第十八条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（これらの法律を適用し、又は準用する他の法律を含む。）の規定の例により、次の貸付けの業務を行うことができる。

一 公庫がこの法律の施行前に受理した申込みに係る資金の貸付け

二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる貸付け

イ 旧公庫法第十七条第一項第四号に掲げる者が建設する住宅で当該住宅の建設について平成十七年三月三十一日までに公庫の承認を受けたものを購入する者に対する貸付け

ロ 旧公庫法第十七条第四項に規定する事業に係る計画について平成十七年三月三十一日までに公庫の承認を受けた者に対する貸付け

ハ 旧公庫法第十七条第十二項に規定する合理的土地利用耐火建築物等で当該合理的土地利用耐火建築物等の建設について平成十七年三月三十一日までに公庫の承認を受けたものを購入する者に対する貸付け

ニ 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号。以下この号において「整備法」という。）第二条の規定による改正前の住宅金融公庫法第二十七条の三第四項、整備法第二条の規定による改正後の住宅金融公庫法第二十七条の三第四項若しくは整備法附則第四条第一項の規定により公庫が発行した住宅金融公庫住宅地債券（以下単に「住宅金融公庫住宅地債券」という。）を引き受けた者（その相続人を含む。以下「旧住宅地債券引受者」という。）又は次条の規定により当分の間発行することとされた住宅金融支援機構住宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。）であつてその一定割合以上を所有しているものに対する貸付け

ホ 整備法附則第六条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者で同法第六十条（整備法附則第七条第二項（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生

命保険管理機構又は郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社があつせんするものに対する貸付け

3（16）（略）

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）（抄）

附 則

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第八十七条 施行日の前日に旧公社の職員として在職し、郵政民営化法第六十七条の規定により引き続き承継会社の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に承継会社を退職したものであつて、その退職した日まで旧公社の職員として在職したものと、かつ、第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）がなおその効力を有しているものとしたならば旧退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、その者のその退職の日までの承継会社の職員としての在職を新退職手当法第二条第一項に規定する職員としての在職と、その者がその退職により承継会社から支給を受けた退職手当（これに相当する給付を含む。）を新退職手当法第十条第一項第一号に規定する一般の退職手当等と、その者が退職の際勤務していた承継会社の業務を国の事務又は事業とみなして同条の規定による退職手当を支給する。

2・3（略）

第九十四条（略）

2・3（略）

4 施行日の前日において旧国共済法附則第十四条の四第一項の規定により日本郵政公社共済組合が行っている同項第二号に掲げる事業（同日において同号に規定する資金の貸付けを受けている者に係るものに限る。）については、当分の間、新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定にかかわらず、日本郵政共済組合が従前の例により行うもの

とする。

○ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（抄）

（不正利得の徴収）

第二十七条 偽りその他不正の手段により救済給付の支給を受けた者があるときは、機構は、国税徴収の例により、その救済給付の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

（基金）

第三十一条 機構は、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を除く。）に充てるため石綿健康被害救済基金を設ける。

2 前項の石綿健康被害救済基金は、次条第一項の規定により政府から交付された資金、同条第二項の規定により地方公共団体から抛出された資金、第三十五条第二項の規定により船舶所有者から徴収した一般抛出金、第三十六条の規定により厚生労働大臣から交付された金額、第四十七条第一項の規定により徴収した特別抛出金、第二十七条第一項の規定により徴収した金額及び当該石綿健康被害救済基金の運用によって生じた利子その他の収入金の合計額に相当する金額からこの法律の規定により機構が行う業務の事務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額をもって充てるものとする。

（一般抛出金の徴収及び納付義務）

第三十五条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。）から、毎年度、一般抛出金を徴収する。

2 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十条第一項に規定する船舶所有者（以下「船舶所有者」という。）から、毎年度、一般抛出金を徴収する。

3 労災保険適用事業主及び船舶所有者は、一般抛出金を納付する義務を負う。  
（機構に対する交付）

第三十六条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により一般拠出金を徴収したときは、機構に対し、徴収した額から当該一般拠出金の徴収に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額に相当する金額を交付するものとする。

(一般拠出金の額)

第三十七条 第三十五条第一項の規定により労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金（以下「第一項一般拠出金」という。）の額は、徴収法第十条第二項第一号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

2 第三十五条第二項の規定により船舶所有者から徴収する一般拠出金（以下「第二項一般拠出金」という。）の額は、前年度において当該船舶所有者が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

3 前二項の一般拠出金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、第三十二条第一項の規定による交付金及び同条第二項の規定による拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定める。

4 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

(第一項一般拠出金の徴収方法)

第三十八条 徴収法第十九条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十一条、第二十一条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十六条の二、第三十八条、第四十一条から第四十三条まで及び第四十五条の規定は、第一項一般拠出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

表（略）

2 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合は、同条第一項の委託を受けて、第一項一般拠出金の納付その他第一項一般拠出金に関する事項（以下「第一項一般拠出金事務」という。）を処理することができる。



3 徴収法第三十四条、第三十五条（第四項を除く。）及び第三十六条の規定並びに失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第二十三条の規定は、第一項一般拠出金事務及び第一項一般拠出金について準用する。この場合において、徴収法第三十四条中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、徴収法第三十五条第一項及び第二項中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿健康被害救済法及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、同条第三項中「第二十六條第三項（労働保険法第十二條の三第三項及び第三十一條第四項並びに雇用保険法第十条の四第三項において準用する場合を含む。）とあるのは「石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用する第二十六條第三項」と読み替えるものとする。

（第二項一般拠出金の納付等）

第三十九条 船舶所有者は、各年度ごとに、第二項一般拠出金を、環境省令で定める事項を記載した申告書を添えて、その年度の初日から五十日以内に機構に納付しなければならない。

2 機構は、船舶所有者が前項に規定する期間内に同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書に環境省令で定める事項の記載の誤りがあると認めるときは、第二項一般拠出金の額を決定し、これを船舶所有者に通知する。

3 前項の規定による通知を受けた船舶所有者は、第二項一般拠出金を納付していないときは同項の規定により機構が決定した第二項一般拠出金の全額を、納付した第二項一般拠出金の額が同項の規定により機構が決定した第二項一般拠出金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に機構に納付しなければならない。

4 船舶所有者が納付した第二項一般拠出金の額が、第二項の規定により機構が決定した第二項一般拠出金の額を超える場合には、機構は、その超える額について、未納の第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金（船舶所有者に係るものに限る。以下この款において同じ。）があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

（第二項一般拠出金の延納）

第四十条 機構は、船舶所有者の申請に基づき、その者の納付すべき第二項一般抛し出金を延納させることができる。

(督促及び滞納処分)

第四十一条 第二項一般抛し出金その他この款の規定による徴収金を納付しない船舶所有者があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならない。

- 2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。
- 3 前項の督促状により指定する第一項の期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。
- 4 第一項の規定による督促を受けた船舶所有者がその指定の期限までに第二項一般抛し出金その他この款の規定による徴収金を完納しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

(延滞金)

第四十二条 前条第一項の規定により第二項一般抛し出金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る第二項一般抛し出金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る第二項一般抛し出金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、第二項一般抛し出金の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる第二項一般抛し出金の額は、その納付のあった第二項一般抛し出金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の第二項一般抛し出金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

- 一 督促状に指定した期限までに第二項一般抛し出金を完納したとき。
- 二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。
- 三 延滞金の額が百円未満であるとき。
- 四 第二項一般抛し出金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 第二項一般拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第四十三条 第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第四十四条 第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金は、この款に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(船舶所有者に対する報告の徴収等)

第四十五条 機構は、第二項一般拠出金の徴収に関し必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、船舶所有者の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(環境省令への委任)

第四十六条 この款に定めるもののほか、第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(特別拠出金の徴収及び納付義務)

第四十七条 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を勘案して政令で定める要件に該当する事業主(以下「特別事業主」という。)から、毎年度、特別拠出金を徴収する。

2 (略)

(準用)

第五十条 第四十条から第四十五条までの規定は、特別拠出金について準用する。

(保険医療機関等に対する報告の徴収等)

第五十五条 機構は、第十三条第一項の規定による保険医療機関等に対する医療費の支払に関し必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 第四十五条第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 機構は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第一項の規定による報告の求めに 응ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する医療費の支払を一時差し止めることができる。

(資料の提出の要求等)

第五十七条 環境大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、労災保険適用事業主、船舶所有者又は特別事業主に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第六十九条 (略)

2 前項の規定による労働保険料の徴収については、徴収法の規定(第四条及び第二十二条から第二十五条までの規定を除く。)を適用する。この場合において、徴収法第十二条第二項中「及び労働福祉事業」とあるのは、「労働福祉事業及び石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。))第五十九条第一項の特別遺族給付金(以下「特別遺族給付金」という。))の支給」と、「費用の額」とあるのは「費用の額、特別遺族給付金の支給に要する費用の額」と、同条第三項中「とする。第二十条第一項において同じ。」とあるのは「とする。第二十条第一項において同じ。」と特別遺族給付金(石綿健康被害救済法第六十二条第二号の場合に支給される特別遺族一時金、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であつて厚生労働省令で定めるものにかつた者(厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生労働省令で定める者に限る。))に係る特別遺族給付金(以下この項において「特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付金」という。))及び第三種特別加入者に係る特別遺族給付金を除く。)の額(石綿健康

被害救済法第五十九条第二項の特別遺族年金については、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。」と、「特定疾病にかかった者に係る保険給付に要する費用」とあるのは、「特定疾病にかかった者に係る保険給付に要する費用、石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遺族年金の支給に要する費用、特定疾病にかかった者に係る特別遺族給付金に要する費用」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### 3 (略)

(事業主等に対する報告の徴収等)

第七十三条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、労災保険適用事業主又は徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合若しくは労災保険法第三十五条第一項に規定する団体（以下「労働保険事務組合等」という。）に対し、報告、文書の提出又は出頭を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、当該職員に、労災保険の保険関係が成立している事業の事業場又は労働保険事務組合等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者（労災保険法第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号又は第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者を含む。）に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。

4 第四十五条第二項の規定は第二項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は第二項の規定による権限について準用する。

(審査請求)

第七十五条 この法律に基づいて機構が行った処分については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、審査請求をすることができる。

一 認定又は救済給付の支給に係る処分についての審査請求 公害健康被害補償不服審査会

二 第二項一般拠出金及び特別拠出金の徴収に係る処分についての審査請求 環境大臣

2 前項第一号に掲げる審査請求についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第三十一条の規定の適用に関し  
ては、同条中「その庁の職員」とあるのは、「審査員又は専門委員」とする。

3 第一項第一号に掲げる審査請求については、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第十一号。以下「  
公害健康被害補償法」という。）第六十六条第三項、第三百三十一条、第三百三十三条及び第三百三十四条の規定を準用する。この  
場合において、公害健康被害補償法第三百三十一条中「補償給付」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律（以  
下「石綿健康被害救済法」という。）第三条に規定する救済給付」と、公害健康被害補償法第三百三十四条中「この款」とあ  
るの「石綿健康被害救済法第七十五条第三項において読み替えて準用する第三百三十一条」と読み替えるものとする。  
第九十一条 第四十一条第四項（第五十条において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣の認可を受けなければなら  
ない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（抄）

（船員保険特別会計の見直し）

第二十二條 船員保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業並びにこれらに係る制度の在り  
方を平成十八年度末までを目途に検討するものとし、その結果に基づき、当該事務及び事業のうち労働者災害補償保険法（  
昭和二十二年法律第五十号。次条第一項において「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険事業又は雇用保険法  
（昭和四十九年法律第十六号）による雇用保険事業に相当する部分以外の部分の健康保険法（大正十一年法律第七十号）  
第七条の二第一項に規定する全国健康保険協会その他の公法人への移管その他の必要な措置を講じた上で、平成二十二年度  
までを目途に、労働保険特別会計に統合するものとする。

（労働保険特別会計に係る見直し）

第二十三條 労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規  
定による失業等給付に係る事業に限ることを基本とし、労災保険法の規定による労働福祉事業並びに雇用保険法の規定によ

る雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。

2 雇用保険法第六十六条の規定による国庫負担（失業等給付に係るものに限る。）の在り方については、廃止を含めて検討するものとする。

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）  
（歳入及び歳出）

第九十九条 労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

- 一 歳入
  - イ 徴収勘定からの繰入金
  - ロ 一般会計からの繰入金
  - ハ 積立金からの受入金
  - ニ 積立金から生ずる収入
  - ホ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八十一号）第十三条第三項、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十六条第四項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第百六十九号）第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十三条第三項の規定による納付金
  - ヘ 附属雑収入
- 二 歳出
  - イ 労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費
  - ロ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金
  - ハ 独立行政法人福祉医療機構への出資金及び交付金

- 二 徴収勘定への繰入金
  - ホ 一時借入金の子
  - ヘ 労災保険事業の業務取扱費（第三項第二号ニに掲げる業務取扱費を除く。）
  - ト 附属諸費
- 2 雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
  - 一 歳入
    - イ 徴収勘定からの繰入金
    - ロ 一般会計からの繰入金
    - ハ 積立金からの受入金
    - ニ 雇用安定資金からの受入金
    - ホ 積立金から生ずる収入
    - ヘ 雇用安定資金から生ずる収入
    - ト 一時借入金の借換えによる収入金
    - チ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第十四条第三項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項及び独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十四条第三項の規定による納付金
    - リ 附属雑収入
  - 二 歳出
    - イ 雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費、能力開発事業費及び雇用福祉事業費
    - ロ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人雇用・能力開発機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金
    - ハ 徴収勘定への繰入金



ニ 雇用安定資金への繰入金

ホ 一時借入金の利子

ヘ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ト 雇用保険事業の業務取扱費（次項第二号ニに掲げる業務取扱費を除く。）

チ 附属諸費

（他の勘定への繰入れ）

### 第二百二条 （略）

2 一般保険料の額のうち徴収法第十二条第四項の雇用保険率（その率が同条第五項又は第七項の規定により変更された場合には、その変更された率）に应ずる部分の額、徴収法第二十三条第三項及び第二十五条第一項の規定に基づく印紙保険料の額、第九十九条第三項第一号ロの印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第三項の規定による納付金の額並びに徴収勘定の附属雑収入の額のうち政令で定める額の合計額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から雇用勘定に繰り入れるものとする。

### 3 （略）

（積立金）

第二百三条 労災勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費（特別支給金に充てるためのものに限る。第五項において同じ。）に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 労災勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、この勘定の積立金から補足するものとする。

3 雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「三事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「三事業費充当歳出額」という。）を控除し

た残りの額とする。)を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4 雇用勘定において、毎会計年度の前項に規定する歳入額から当該年度の同項に規定する歳出額を控除して不足がある場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、この勘定の積立金から補足するものとする。

5 労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに前条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。)を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

(雇用安定資金)

第四百四条 (略)

2 (略)

3 雇用勘定において、毎会計年度の三事業費充当歳入額から当該年度の三事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用安定事業費に充てるために必要な金額を、雇用安定資金に組み入れるものとする。

4 雇用勘定において、毎会計年度の三事業費充当歳入額から当該年度の三事業費充当歳出額を控除して不足がある場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、雇用安定資金から補足するものとする。

5 5 6 (略)

(国庫負担金の過不足の調整)

第五五条 雇用勘定において、毎会計年度一般会計から受け入れた金額が、当該年度における雇用保険法第六十六条及び第六十七条の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度においてこれらの規定による国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお残余があるときは翌々年度までに一般会計に返還し、当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに一般会計から補てんするものとする。

附 則

(労働保険特別会計の雇用勘定の歳入の特例)

第十九条 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第二項又は第四項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第九十九条第二項第一号チの規定の適用については、同号チ中「第十四条第三項の規定」とあるのは、「第十四条第三項並びに同法附則第四条第二項及び第四項の規定」とする。

○ 特別会計に関する法律法律（平成十九年法律第 号）（抄）【平成22年4月施行】

第九十九条 労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 (略)

二 歳出

イ〜ハ (略)

ニ 徴収勘定への繰入金

ホ 一時借入金の利子

ヘ 労災保険事業の業務取扱費（第三項第二号ニの規定により徴収勘定の歳出とされる業務取扱被を除く。）

ト 附属諸費

2・3 (略)

第百八条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による国民年金事業（以下この節において「国民年金事業」という。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）による厚生年金保険事業（国民年金法の規定による拠出金の負担を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険に関する政府が行う業務及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

(歳入及び歳出)

第百十一条 (略)

- 2 (略)
- 3 厚生年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
  - 一 歳入
    - イ〜ハ (略)
    - 二 積立金からの受入金
    - ホ 積立金から生ずる収入
    - ヘ 年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金
    - ト 厚生年金保険法第八十五条の三の規定による厚生年金基金又は企業年金連合会からの徴収金
    - チ 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十三条第一項の規定による解散厚生年金基金等からの徴収金
    - リ 業務勘定からの繰入金
    - ヌ 附属雑収入
  - 二 歳出
    - イ〜ホ (略)
- 4 (略)
- 5 健康勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
  - 一 歳入
    - イ 健康保険法第百五十五の規定による保険料（任意継続被保険者に係る保険料を除く。）
    - ロ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第五項の規定による納付金
    - ハ 健康保険法の規定による拠出金
    - ニ 附属雑収入
- 6 (略)
- 7 (略)

一 歳入

イゝト (略)

二 歳出

イ 国民年金事業、厚生年金保険事業及び健康保険に関し政府が行う業務の業務取扱費並びに児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費

ロゝホ (略)

(一般会計からの繰入対象経費)

第百十三条 国民年金勘定における一般会計からの繰入対象経費は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この節において「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第三十四条第二項及び第三項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百号。以下この節において「平成十六年国民年金等改正法」という。)附則第十四条第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項(平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。)並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第一項(第九号を除く。)に規定する国民年金事業に要する費用で国庫が負担するものとする。

2ゝ4 (略)

5 業務勘定における一般会計からの繰入対象経費は、国民年金法第八十五条第二項に規定する国民年金事業の事務の執行に要する費用、厚生年金保険法第八十条第二項に規定する厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用及び健康保険法第一百五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用のうち健康保険に関し政府が行う業務に係るもので国庫が負担するものとする。

(他の勘定への繰入れ)

第百十四条 (略)

2ゝ6 (略)

7 健康保険に関し政府が行う業務の業務取扱費に充てるために必要な額に相当する金額を、健康勘定から業務勘定に繰り入

れるものとする。

8・9 (略)

(受入金等の過不足の調整)

第二百二十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 六 (略)

附 則

(年金特別会計における特別障害給付金の支給に関する経理)

第二十九条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する政府の経理は、当分の間、第百八条の規定にかかわらず、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百十一条第四項第二号及び第七項第二号イ、第百十三条第三項及び第五項並びに第百二十条第二項第三号の規定の適用については、第百十一条第四項第二号中

「ロ 特別障害給付金給付費

「ロ 附属諸費」とあるのは

ハ 附属諸費

と、同条第七項第二号イ中「及び健康保険に関し政府が行う業

務」とあるのは、「健康保険に関し政府が行う業務及び特別障害給付金」と、第百十三条第三項中「費用」とあるのは「費用」及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)第五項及び第百二十条第二項第三号において「特別障害給付金法」という。)第十九条第一項に規定する特別障害給付金の支給に要する費用」と、同条第五項中「及び健康保険法第百五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用のうち健康保険に関し政府が行う業務に係るもの」とあるのは、「健康保険法第百五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用のうち健康保険に関し政府が行う業務に係るもの及び特別障害給付金法第十九条第二項の規定に基づく特別障害給付金に関する事務の執行に要する費用」と、第百二十条第二項第三号中「附則第三十四条第一項第九号」とあるのは「附則第三十四条第一項

第九号又は特別障害給付金法第十九条第一項」とする。

(年金特別会計における特別保健福祉事業に関する経理)

### 第三十二条 (略)

2 前項の特別保健福祉事業(以下この条から附則第三十八条までにおいて「特別事業」という。)とは、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を目的として国民の高齢期における健康の保持及び適切な医療の確保を図るため、特別保健福祉事業資金の運用による利益金を財源として行う次に掲げるものをいう。

#### 一 (略)

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による船員保険事業(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による納付金の納付を含む。以下同じ。)の管掌者たる政府が納付する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の一部に充てるため並びに船員保険事業の福祉事業費のうち政令で定めるものに充てるために行う船員保険特別会計への繰入れ

三 前二号に掲げるもののほか、健康保険事業の保健事業、福祉事業その他の事業に係る財政上の措置であつて政令で定めるもの

### 3・4 (略)

(法律の廃止)

第六十六条 次に掲げる法律は、廃止する。

#### 一〇八 (略)

九 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)

#### 一〇三二 (略)

(暫定的に設置する特別会計)

第六十七条 次の各号に掲げる特別会計を、この法律の施行の日から当該各号に定める年度の末日までの期間に限り、設置す

る。

一〇十二 (略)

十三 船員保険特別会計 平成二十一年度

十四 (略)

2・3 (略)

(船員保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百十六条 附則第六十六条第九号の規定による廃止前の船員保険特別会計法に基づく船員保険特別会計（以下この条において「旧船員保険特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧船員保険特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第十三号の規定により設置する船員保険特別会計（以下この条及び次条において「暫定船員保険特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

2・5 (略)